

(平成21年12月24日報道資料抜粋)

## 年金記録に係る苦情のあっせん等について

### 年金記録確認中央第三者委員会分

#### 1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正を不要と判断したもの

1 件

厚生年金関係            1 件

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和3年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和33年10月1日から39年9月30日まで  
申立期間の事業所を退職した後に脱退手当金を受給した。

その当時、顔見知りであった町役場の年金課職員から、将来国民年金に上乘せして厚生年金も受給できるよう、脱退手当金を返金した方が良い旨の連絡を受けたので、その職員に印鑑や年金手帳、戸籍抄本及び現金3万円を手渡し脱退手当金の返金手続を依頼した。

しかし、社会保険庁の記録では、「脱退手当金は支給済み」とされており、納得がいかない。脱退手当金をいったん受給したとは言え、町役場の職員を通じ脱退手当金を返金したことに間違いは無いので、申立期間を厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間の事業所を退職後に脱退手当金を受給したと述べていることから、申立人が申立期間の脱退手当金を受領していることは明らかである。

また、脱退手当金の返還可能措置（昭和36年11月1日法律第182号附則第9条第6項）が講じられたのは、昭和36年4月1日から同年10月31日までの間に被保険者に支給されたものであり、かつ、当該被保険者が37年4月30日までに社会保険事務所に申し出た者のみを対象者となっており、限定的な取扱いであったことから、申立人については、返還可能措置後の40年5月19日に脱退手当金が支給決定されている上、申立人が脱退手当金を返金したとしている申出場所は町役場であったことを踏まえると、当時申立人が脱退手当金を返還することはできなかったと考えられる。

さらに、現在の当該町役場によると、「脱退手当金返還手続を町役場が取り扱うことはあり得ない。」と回答している上、管轄社会保険事務所でも、「返還

可能時期以降の返還申出については受けることは無かった。」と回答している。

加えて、申立人の被保険者名簿には、脱退手当金の支給を意味する「脱」の表示が記されているとともに、申立期間の脱退手当金は支給額に計算上の誤りは無いなど、一連の事務処理に不自然さはない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。